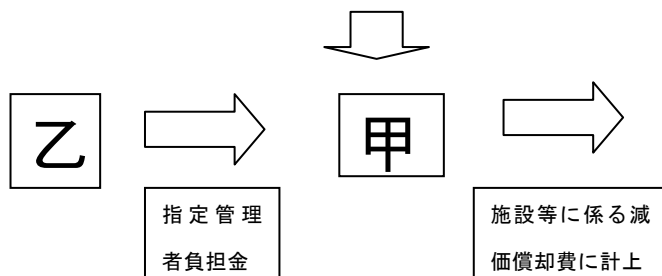


生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書第30条の改定内容の説明

第30条 乙は、甲の市立病院の施設等に係る減価償却費に充てるための負担として、甲に指定管理者負担金（以下「負担金」という。）を支払うものとする。



2 負担金の額は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条第1項の規定により算出した各事業年度の市立病院の施設等に係る減価償却額（以下、「施設等減価償却額」という。）相当額とする。

地方公営企業法施行規則第15条第1項で規定する減価償却額（年間）の算式

$$\left. \begin{array}{l} \text{①} \quad (\text{建物本体の価格} - \text{残存価格}(10\%)) \times \text{法定償却率}(0.035) \\ \text{②} \quad (\text{附属設備の価格} - \text{残存価格}(10\%)) \times \text{法定償却率}(0.066) \end{array} \right\} \text{①} + \text{②}$$

3 前項に規定する負担金の支払額は、同項の規定により算出した施設等減価償却額相当額のうち各建物附属設備部分に係る減価償却額相当額については、各建物附属設備部分に係る減価償却額相当額に、それぞれ各建物附属設備部分に応じた法定耐用年数を乗じた額の合計額を建物部分に係る法定耐用年数（以下「建物耐用年数」という。）で除した額とし、建物部分に係る減価償却額相当額とともに毎事業年度支払うものとする。

指定管理者負担金の毎事業年度の支払額

$$\left. \begin{array}{l} \text{①} \quad (\text{建物本体の価格} - \text{残存価格}(10\%)) \times \text{法定償却率}(0.035) \\ \text{③} \quad \text{②} \times 15 \text{年} (\text{附属設備の耐用年数}) \div 29 \text{年} (\text{建物本体の耐用年数}) \end{array} \right\} \text{①} + \text{③}$$

(施設等減価償却額)

① 建物本体分

29年間

② 附属設備分

15年間

(指定管理者負担金の支払額)

① 建物本体分

29年間

③ 附属設備分

15年間

事業計画(平成24年9月変更時)

請負率85%

(単位 千円)

項目	減価償却対象価格	耐用年数及び残存価格	15年目までの年間償却額
病院建物	6,866,541		301,813
建物本体(55%)	3,801,428	(建物本体金額-残存価格(10%))×償却率0.035(耐用年数29年)	119,745
附属設備(45%)	3,065,113	(附属設備金額-残存価格(10%))×償却率0.066(耐用年数15年)	182,068

※ 16年～29年 119,745千円

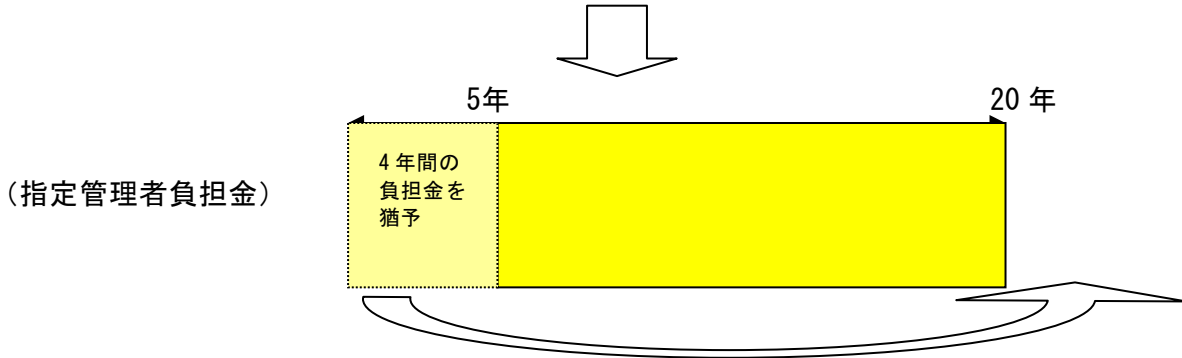


徳洲会提案

(単位 千円)

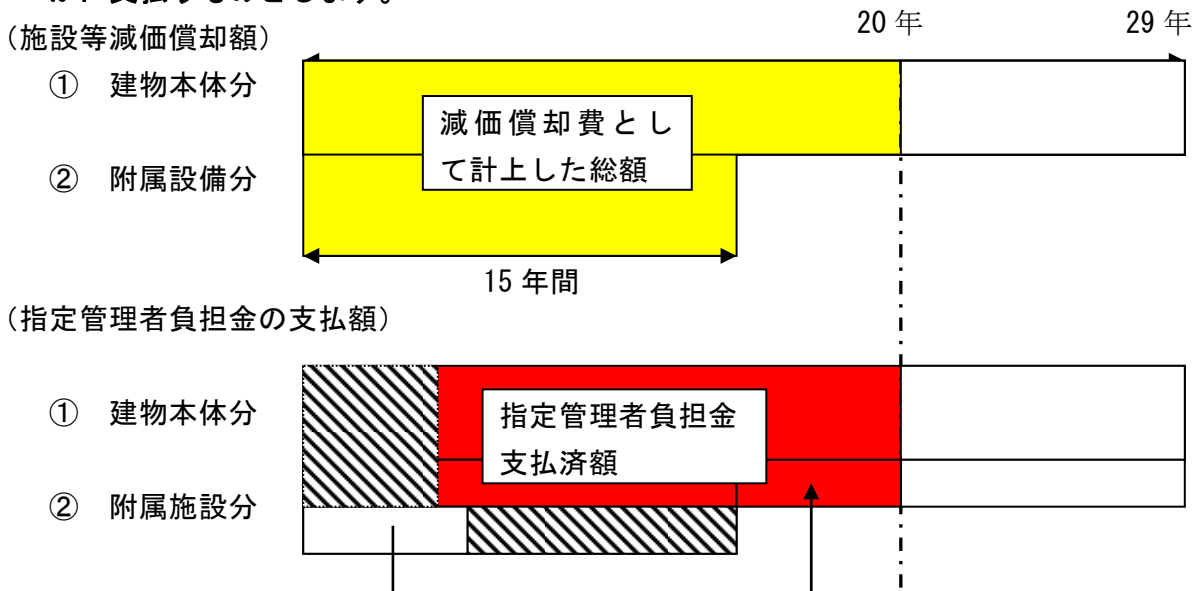
項目	減価償却対象価格	耐用年数及び残存価格	29年目までの年間償却額
病院建物	6,866,541		213,918
建物本体(55%)	3,801,428	(建物本体金額-残存価格(10%))×償却率0.035(耐用年数29年)	119,745
附属設備(45%)	3,065,113	(附属設備の年間償却額×耐用年数15年)÷(建物本体耐用年数(29年))	94,173
年間償却額 減			-87,895

ただし、甲は、市立病院開設後、最初に施設等減価償却額を費用として計上した事業年度から4事業年度までの負担金の支払を当該指定期間満了年度まで猶予するものとする。



4 乙は、本指定期間が満了したとき、又は、第38条第1項、第39条第1項及び第40条第2項の規定により指定を取り消されたときは、市立病院開設後、最初に施設等減価償却額を費用として計上した事業年度から当該各時点の属する事業年度までの間に第2項の規定により算出された各事業年度の負担金の累計額から、市立病院開設以降、当該年度までに支払った負担金の総額を差し引いた額を速やかに甲に支払うものとする。

例えば、20年度に指定期間が満了した場合、あるいは、乙が指定を取り消されるという事態が生じた場合、本市病院事業会計において20年度までに施設等減価償却額を費用として計上した累計額と指定管理者負担金の支払済額との差額（斜線部分）を乙は速やかに支払うものとします。



ただし、甲は、本指定期間満了後引き続き、乙を次の指定管理者に指定したときは、前項の規定により猶予した負担金を、さらに建物耐用年数満了年度まで猶予するものとし、乙は、当該猶予された負担金を建物耐用年数満了年度後の4事業年度の間順次支払うものとする。

